

非上場株式等の取扱対象範囲の拡大等に伴う  
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

2025 年 9 月 12 日  
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨及び概要

(1) 非上場株式等の取扱対象範囲の拡大

ア. 趣旨

昨今、非上場株式等の流通活性化を目的とした法令等の整備等の取り組みがなされていることを踏まえ、非上場株式等の取引環境の整備に資することを目的として、株式等振替制度において取扱いの対象とする非上場株式等の範囲を拡大するため、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」(以下「規則」という。)の一部について所要の改正を行う。

イ. 概要

当機構が株式等振替制度において取扱いの対象とする非上場株式等について、登録 PTS 銘柄<sup>1</sup>の発行者が発行するものを追加する。あわせて、非上場認可 PTS 銘柄<sup>2</sup>の発行者が発行するものについては、現行の規則において実質的に取扱いを可能としているが、取扱いの対象であることを明確にする。(規則第 2 条)

(2) 総株主通知等手数料の対象外とする総株主通知請求等に係る手続の見直し

ア. 趣旨

四半期会計期間の末日を株主確定日とする総株主通知請求等のうち、総株主通知等手数料の対象外とする総株主通知請求等(以下「四半期総通知請求」という。)の手続について、発行者の利便性向上の観点から、その届出の期限を緩和するため、規則の一部について所要の改正を行う。

イ. 概要

発行者が四半期総通知請求を行う場合の届出期限について、「事業年度の開始の日前まで(取扱開始日の属する事業年度にあっては、当該取扱開始日まで)」から「株主確定日とする日の前営業日を起算日として 7 営業日前の日まで」に変更する等の対応を行う。(規則第 195 条)

2. 施行日

2025 年 9 月 29 日から施行する。

以上

---

<sup>1</sup> 日本証券業協会「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 12 号に規定する登録 PTS 銘柄をいう。

<sup>2</sup> 日本証券業協会「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄をいう。